

二地域居住推進事業費補助金交付要領

制定 令和8年5月11日

第1 趣旨

二地域居住推進事業費補助金の交付については、二地域居住推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 交付の方法

- (1) 補助金は、補助対象者が交付申請書（要綱様式第1号）により、以下のいずれかの交付方法を選択し、申請した期間ごとに、実績に応じて交付するものとする。
 - ア 当該年度分を一括して交付
 - イ 1か月以上11か月以内の任意の月単位の期間ごとに交付
- (2) 補助対象者は、第1項アの方法を選択した場合、交付申請日から年度末（令和9年3月31日）までの期間の実績に応じて、一括して補助金を申請するものとする。
- (3) 第1項イの方法を選択した場合、交付を希望する期間（月数）及びその開始日等を申請書に明示し、申請した期間ごとに交付申請、実績報告及び請求を行うものとする。

第3 実績報告

要綱第7(2)の実績報告書の提出期限は、次の表の左欄に掲げる交付の方法の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる提出期限とする。

| 区分 | 提出期限 |
|----------------|-------------------------------|
| 年度分を一括して交付 | 令和9年4月10日 |
| 任意の月単位の期間ごとに交付 | 交付申請書により申請した交付を希望する期間終了後10日以内 |

附 則

この要領は、令和8年度分の補助金に適用する。